

旭川市「高齢者いこいの家」運営費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者いこいの家を設置運営する高齢者いこいの家運営委員会（以下「運営委員会」という。）に対する補助事務について定め、もって高齢者の教養の向上、レクリエーション、娯楽等の場を確保し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助対象者は、次の要件を満たした施設（以下「対象施設」という。）に設置される高齢者いこいの家（平成20年度以前に設置されたものに限る。以下同じ。）について、旭川市「高齢者いこいの家」運営委員会設置要領により運営する運営委員会とする。

- (1) 施設環境、高齢者の地域分布状況、地理的条件を考慮し、社会的需要に応じた効率的な利用を確保できると認められる場所であること。
- (2) 公共施設又は民間施設の一部又は全部を利用する施設であって、専ら高齢者いこいの家として使用できる面積が、7坪（23.1㎡）以上であり、かつ、水道及び便所を備えていること。ただし、1階以外に設置される場合は高齢者が利用しやすいよう十分な配慮がなされていること。
- (3) 利用者が、おおむね60歳以上の旭川市民であって、利用料が原則として無料であること。ただし、管理運営上特に必要な場合にあつては、そのために必要な費用を徴収して差し支えない。
- (4) 利用日数が、特別の支障がない限り、1月に5日以上（おおむね午前9時から午後4時までの間）であつて、1日平均6名以上の利用があること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、高齢者いこいの家の運営に要する経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

(補助基準)

第3条の2 補助基準は別紙に定める補助金算定基準のとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、高齢者いこいの家運営費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 補助金額算出調書（様式第2号）
 - (2) 高齢者いこいの家運営計画書（様式第3号）
 - (3) 高齢者いこいの家運営委員会運営委員名簿（様式第4号）
 - (4) 高齢者いこいの家運営費収支予算書（様式第5号）
 - (5) 賃貸契約書の写し（建物を借り受けている場合に限る。）
- （補助の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該内容を審査し、補助することと決定したときは、高齢者いこいの家運営費補助金交付決定通知書（様式第6号）によりその旨を補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助しないことと決定したときは、高齢者いこいの家運営費補助金不交付決定通知書（様式第7号）によりその旨を補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

4 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助対象者の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（申請の取下げ）

第5条の2 補助対象者が前条第1項の規定による補助金の交付決定に係る通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該受領の日から起算して15日を経過する日までに申請の取り下げをすることができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付は、第7条の2の規定による補助金の額の確定後に行うものとする。

ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、補助金交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 2 前項ただし書の規定により概算払を必要とする補助対象者は、高齢者いこいの家運営費補助金交付申請書の所定の欄に、概算払を希望する額、交付の時期及び概算払を必要とする理由を記載し、審査に必要な書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、第4条の規定による申請時において、前項の規定による概算払の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、概算払することが適当と認めるときは、高齢者いこいの運営費補助金交付決定通知書により概算払額及び交付の予定時期を申請のあった補助対象者に通知するものとする。
- 4 補助金を概算払する場合の交付の時期は、原則として、4月から9月分の運営費補助金（上半期分）にあつては補助金交付決定後に、10月から翌年の3月分の運営費補助金（下半期分）にあつては10月以降とする。なお、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助事業が完了したとき、又は第8条第1項の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに高齢者いこいの家運営費補助事業実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 高齢者いこいの家運営費収支決算書（様式第9号）
- (2) 次年度繰越金の使途内訳表（様式第10号）
- (3) 高齢者いこいの家利用状況調査集計表（様式第11号）
- (4) 会計帳簿等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第7条の2 市長は、前条の規定による報告書の提出があつた場合において、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高齢者いこいの家運営費補助事業補助金額確定通知書（様式第12号）により、その額を補助対象者に通知するものとする。ただし、補助金の交付決定額と確定額が同額の場合にあつては、この通知を省略することができる。

2 市長は、補助金の額を確定した場合において、既に交付している補助金があるときは過不足分について精算し、補助金の交付又は返還の措置を講ずるものとする。

(変更又は廃止届)

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更又は補助事業を廃止しようとするときは、遅滞なく高齢者いこいの家運営費補助事業(変更・廃止)届出書(様式第13号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の内容変更を承認した場合において、必要と認めるときは、補助金の交付決定の内容を変更し、その旨を書面により補助対象者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第8条の2 市長は、第7条の規定による報告書の提出があった場合において、当該報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助対象者に対してこれに適合させるための措置を講ずるように指示するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助対象者の運営が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反し、又は従わないとき。
- (3) この要綱若しくは要綱に基づく指示に違反し、又は従わないとき。
- (4) 第7条の規定による報告書を審査した結果、補助金を減じる事由が生じたとき。
- (5) その他補助をすることが不適當であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、その旨を書面により補助対象者に通知するものとする。

第9条の2 市長は、補助事業の遂行の指示若しくは補助事業の是正のための措置の指示又は補助金の交付決定の取消しをするときは、補助対象者に対してその理由を示さなければならない。

(延滞金)

第10条 第9条第1項の規定により、補助金の返還を命ぜられた補助対象者が、納期限ま

でに補助金を返還しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額）につき旭川市公法上の収入徴収に関する条例（昭和27年旭川市条例第16号）の規定により算出される額を延滞金として市に納付しなければならない。

（関係書類の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了する日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第12条 補助対象者は補助事業により取得した財産で次の各号に掲げるものについて、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する金額を返還した場合、又は当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間をいう。）を経過した場合は、この限りでない。

(1) 取得価格が20,000円以上（税抜）の物品

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 補助対象者は、補助事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（状況報告等）

第13条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要と認めたときは、補助対象者に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

2 市長は、前項の規定による報告等に基づき、補助事業が補助金の交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象者に対してこれに従って遂行するよう指示するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙)

高齢者いこいの家運営費補助金算定基準

高齢者いこいの家の運営に要する経費について、次のとおり費目ごとに算定し、その合算額を補助金として交付する。
(なお、合算額の千円未満については切り捨てる。)

【算定費目】

家賃・光熱水費・燃料費・活動的経費・過疎地加算

○家賃(賃借料, 使用料)

- ・高齢者いこいの家ごとに賃貸契約書の契約額を算定基準とする。ただし、上限額を月額25,000円とする。
- ・公民館及び公民館分館、あるいは地区センターなどの一部で使用の度に使用料を支払っているところについては年額分に相当する額について高齢者いこいの家運営計画書(様式第3号)及び高齢者いこいの家運営費収支予算書(様式第5号)に基づき算定する。(年度末において補助金額の確定時に精算を行う必要がある場合は、精算の際に返還を求めるが追給はしない。)

○光熱水費

- ・高齢者いこいの家ごとに別表に定める額を算定基準とする。
- ・光熱水費が家賃に含まれているところは算定除外とする。

○燃料費

- ・高齢者いこいの家ごとに別表に定める灯油量に、補助金交付申請年度の予算の積算に用いた灯油単価を乗じて得た額を算定基準とする。
- ・燃料費が家賃に含まれているところは算定除外とする。

○活動的経費(会議費, 教養費, 公租公課, 通信費, 修繕費, 備品費, 除雪費, 消耗品費, 交通費, 報償費, 雑費等)

- ・25,000円から70,000円の範囲内において、高齢者いこいの家ごとに前々年度年間延べ利用人数に1人当たり20円を乗じて得た額を算定基準とする。

○過疎地加算

- ・次に定める地域に所在する高齢者いこいの家に対し算定するものとし、一律10,000円を算定基準とする。
 - (1) 東旭川町桜岡, 東桜岡, 豊田, 米原及び瑞穂
 - (2) 東鷹栖東1線17号から19号まで, 東鷹栖1線及び2線の14号から19号まで, 東鷹栖3線14号から20号まで, 東鷹栖4線13号から21号まで, 東鷹栖5線12号(中心見通線以北)から22号まで, 東鷹栖6線12号から22号まで, 東鷹栖7線12号から21号まで, 東鷹栖8線13号から21号まで, 東鷹栖9線及び10線の13号から23号まで, 東鷹栖11線13号から24号まで, 東鷹栖12線18号から25号まで, 東鷹栖13線及び14線の19号から25号まで, 東鷹栖15線20号及び21号, 東山, 緑台並びに柏木
 - (3) 神居町富沢の45番地から353番地まで, 388番地から404番地まで及び425番地から441番地まで, 富岡(富岡南1線道路以南), 雨紛の104番地から498番地まで, 上雨紛, 神華, 共栄, 春志内, 神居古潭, 豊里, 西丘並びに御料

- (4) 江丹別町春日, 嵐山, 共和, 中園, 芳野, 清水, 西里, 拓北, 富原及び中央
- (5) 西神楽1線15号(中心見通線以南)から32号まで, 西神楽2線及び3線の15号(中心見通線以南)から34号まで, 西神楽4線15号(中心見通線以東)から34号まで, 西神楽5線18号から29号, 西神楽南15号(中心見通線以東)から17号まで及び新開

○その他

・年度途中において高齢者いこいの家を休止又は廃止する場合は, 事実が発生した日の属する月の翌月から月割りで補助金交付金額を減額する。また, 再開する場合は, 算定基準に基づき年額交付分を積算し, 事実が発生した日が月の初日のときはその月から, それ以外のときは事実が発生した日の属する月の翌月から月割りで交付する。ただし, 高齢者いこいの家の移転と同時に再開する場合の家賃については, 移転後の家賃額を適用し交付する。

・補助金の繰越については, 補助金交付までに必要な最小限の運営資金として支出目的を明確にした上で認めるものとし, また次年度以降の修繕及び備品購入に限って, その費用に充てるための積み立てを認めることとする。これらの繰越金については, その用途を記載した次年度繰越金の用途内訳表(様式第10号)の提出を受け確認する。

【施設移転に伴う算定特例措置】

年度途中において, 施設移転があった場合, 月額家賃25,000円を限度とし, 移転した日が月の初日のときはその月から, それ以外のときは移転した日の属する月の翌月から移転後の家賃額を適用し, 補助金交付額の変更を行う。
(提出書類～賃貸契約書写し)

(別表)

高齢者いこいの家 光熱水費算定額及び必要灯油量一覧

No.	名称	光熱水費算定額(円)	必要灯油量(ℓ)	No.	名称	光熱水費算定額(円)	必要灯油量(ℓ)	No.	名称	光熱水費算定額(円)	必要灯油量(ℓ)	No.	名称	光熱水費算定額(円)	必要灯油量(ℓ)
1	西区第一	100,753	939	36	新旭川会館	62,684	1,217	71	旭光	42,774	356	106	永山あずま		1,166
2	新西			37	新星		680	72	住吉			107	陸橋	50,777	440
3	曙			38	新旭川センター		1,266	73	柏	38,793	1,312	108	永山友愛	24,283	1,044
4	旭西			39	北鎮	46,878		74	春光西			109	しらかば		
5	大成		775	40	旭星大町	110,327	802	75	春光生長			110	永山つくも	20,000	791
6	奥田会館		182	41	旭星		532	76	親和		964	111	朝日	10,000	387
7	岡田会館	108,358	1,216	42	明和北	25,175	336	77	春光台			112	永楽	24,000	310
8	旭神町		515	43	北門睦	75,768	396	78	旭春		209	113	旭正		194
9	旭東	37,293	522	44	旭星西AO	87,949	825	79	若草	69,804	375	114	豊田	24,000	326
10	ほまれ	54,711	420	45	北門	51,152	930	80	末広		132	115	日の出倉沼		
11	ぼぶら	44,411	509	46	川端			81	北斗	72,571	658	116	西豊田	4,011	248
12	旭神みどり野会館	30,000	452	47	川端楽天		378	82	末広光	12,000	924	117	米原	28,529	255
13	豊岡	88,899	431	48	近文	55,035	538	83	北新	30,000	646	118	長寿		311
14	北豊岡	16,666	775	49	西近文のぞみ会		1,569	84	末広東		1,712	119	旭山	25,616	183
15	南豊岡	96,782	1,198	50	東近文	46,109	733	85	末広東つつじ		646	120	東旭川六寿会	20,000	710
16	愛宕		1,115	51	健遊会		1,335	86	みつわ		992	121	四ツ葉	35,000	775
17	豊寿	86,510	964	52	にしき			87	末広よつば		1,000	122	ふれあい	33,951	220
18	豊岡長生	31,877	535	53	神居	49,165	567	88	末広中央	30,000	956	123	清水の里	1,225	216
19	八豊会	80,965	908	54	雨紛	19,005	431	89	末広新星	31,382	1,268	124	神楽岡		947
20	豊岡追分	47,643	392	55	富沢	16,288	165	90	末広ひまわり		1,012	125	高野町		
21	豊西	98,361	658	56	豊里		447	91	東鷹栖第2	14,795	98	126	見本林		387
22	あさがお			57	忠和	9,948	925	92	東鷹栖第3		36	127	神楽宮前	46,666	1,178
23	東豊	28,217	515	58	神岡	57,413	290	93	東鷹栖第4			128	神楽岡8区		
24	東光長寿	55,992	599	59	台場こまくさ	39,108	443	94	永山	5,000	1,176	129	緑が丘	17,000	1,277
25	新光	38,946	456	60	神居5の3	141,095	711	95	永山小鳩	13,679	293	130	神楽岡親和	96,666	410
26	北新栄	111,070	97	61	高砂台		607	96	永山9区		631	131	瑞穂		920
27	南新栄	104,180	545	62	観音		273	97	永山みずほ		1,129	132	聖和	2,000	862
28	東部東陽		535	63	いちい会			98	秋月	24,000	646	133	西御料地		936
29	東光つくも	76,496	879	64	神居若葉	142,757	770	99	永山百寿		646	134	千代ヶ岡	40,000	387
30	いきいき	31,304	554	65	寿友愛	39,656	594	100	大雪		40	135	西神楽中央	122,721	1,049
31	藤	85,086	447	66	神居新栄	55,445	636	101	永山ことぶき	34,932	817	136	就実		24
32	金星	9,878	764	67	ゴルフ台	49,286	1,186	102	ひふみ			137	サニー	26,000	1,147
33	新富	55,850	482	68	神居5の2	135,031	1,154	103	永山さくら		893				
34	中央橋	40,629	309	69	神居新睦			104	親永長寿		401				
35	新旭橋	44,268	1,166	70	嵐山			105	しあわせ		904				

※斜線箇所は算定除外とする。